○金融庁告示第

号

金融商 品取引業等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十二号) 第百三十条第四項の規定に基づき

金融 商 品品 取 引業協会の 規 則を次の ように指定し、 平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年六月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

(金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則)

第一条 金融商 品品 取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する金融庁長官が指定する金融商品 取

引業協会の規 鴚 は、 「ファンド監査に関する規則」 (一般社団法 人日本投資顧問業協会規則) とする。

(協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない 金融商品 取引業者について、 金融庁長官の指定

するもの)

第二条 金融商 品 取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する協会規則を定める金融商品 **記取引業**

協会に加入していない 金融商品 品取引業者について、 金融庁長官の指定するものは、 「ファンド監査に関す

る規則」(一般社団法人日本投資顧問業協会規則)とする。